

## 指定介護保険サービス事業者等の行政処分について

姫路市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定介護保険サービス事業者の指定の一部の効力の停止を行った。

記

### 1 処分対象事業者

#### (1) 法人の概要

名 称 株式会社デコ・フォルテ  
所 在 地 姫路市家島町真浦2136番地33  
代 表 者 代表取締役 片山 修見

#### (2) 事業所の概要

名 称 デコ・フォルテ介護相談支援センター  
所 在 地 姫路市家島町宮1410番地34  
サービスの種類 居宅介護支援  
指定年月日 令和2年10月1日  
管 理 者 佐藤 浩夫

### 2 処分について

#### (1) 処分内容

処分年月日 令和6年4月30日  
処分内容 指定の一部の効力の停止（介護報酬上限7割）  
効力停止期間 令和6年5月1日から令和6年7月31日までの3か月間

#### (2) 処分の理由

##### ア 不正請求【法第84条第1項第6号該当】

##### 運営基準減算の未実施

<不正内容> 指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員は少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接し、実施したモニタリングの結果を記録しなければならず、当該モニタリングを実施していない場合又はその結果を記録していない場合は、運営基準減算を適用しなければならない。

しかしながら、当該事業所は、モニタリングの記録を作成していなかったにもかかわらず、当該減算を適用することなく介護給付費を不正に請求した。

<対象期間> 令和3年4月から令和5年9月までの間

### 3 経済上の措置

上記2(2)アに記載の不正請求について、法第22条第3項に規定する40%の加算金を加えた額（5,082,941円）を徴収する。